

一般競争再入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年 3月 3日

近江八幡市立総合医療センター
近江八幡市病院事業管理者 宮下 浩明
(公印省略)

1. 再入札に付する事項

(1) 購入物品

品名	仕様・数量
液化石油ガス(LPG)	別紙仕様書のとおり

- (2) 契約期間及び納入場所 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
近江八幡市立総合医療センター内の指定場所へ納入

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者が入札に参加できるものとする。

- (1) 2025年度(令和7年度)近江八幡市物品供給競争入札参加有資格者であること。(登録品目:燃料)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)
- (5) 当該委託の落札決定の日までに、近江八幡市物品供給等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

3. 再入札の日時及び場所

- (1) 再入札日時 令和8年3月10日(火) 10時00分
- (2) 再入札場所 総合医療センター2階 第4会議室
- (3) 問い合わせは、令和8年3月4日(水)～3月5日(木)の間の執務時間内(平日8時30分～17時15分)のみ総務課管理グループ施設担当にて受け付けますので書面にて提出すること。
電子メール・FAX可。ただし、末尾の担当者宛に送信した旨の連絡を入れること。
(様式不問、FAX番号・担当者名を明記すること)
- (4) 質問に対する回答は令和8年3月6日(金)正午までに当医療センターホームページに掲載する。
※ 郵便による入札は取り扱いません。

4. 消費税等の取扱い

入札書に記載された金額に、消費税を加算した金額をもって契約価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を抜いた額を入札書に記載すること。

5. 発注、納入
発注は随時発注とし、指定した日時に納入すること。（ただし指定納入日の2日前までに発注するものとする。）
納入先は、近江八幡市立総合医療センター指定場所とするので配達料も含めた額で見積ること。
6. 入札への不参加
入札は、開始時刻に遅れた者はいかなる理由があろうと参加することができない。
7. 代理人の入札
 - (1) 入札を代理人が行う場合、代理人は入札開始前に委任状を提出しなければならない。
 - (2) 入札を代理人が行う場合、入札書への記載は代理人の氏名と代理人の印鑑とする。
8. 開札及び再度入札
 - (1) 開札は、入札の終了後直ちに入札者立会いのうえ行う。
 - (2) 開札の結果予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。但し、入札回数は、原則として3回を限度とする。
9. 落札者の決定方法
 - (1) 予定価格以下の最低価格をもって落札とする。
 - (2) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
尚、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできない。
10. 入札無効に関する事項
次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効となる。
 - (1) 入札者の資格を有しない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札に関し談合等の不正行為があったと認められるとき。
 - (4) 入札書の記載事項の確認ができないとき、または確認できないとき。
 - (5) 入札書の記載の金額を加除訂正したとき。
 - (6) 入札書に記名押印がないとき。
 - (7) 指定した提出物の提出がないとき。
 - (8) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - (9) その他契約当事者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
11. 物品（LPG）購入代金の支払いについて
購入代金の支払いは月ごとの納入量から算出した合計額を、翌月末までに納入者が指定する口座に納付する。（※算出した月ごとの合計額に円未満の数がある場合はその端数を切捨てた金額とする。）
12. その他必要事項
 - (1) 所定の入札書を使用すること。
 - (2) 一度提出した入札書は、撤回することができない。
 - (3) 契約の相手方となる資格を得た者は、令和8年4月1日付で契約を締結しなければならない。
 - (4) 契約の相手方となる資格を得た者は、荷卸しの際のマニュアル（手順書）を提出すること。
 - (5) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

1 3 . 問 い 合 わ せ 先

〒523-0082 近江八幡市土田町 1379 番地

近江八幡市立総合医療センター 総務課管理グループ 施設担当 堀井

TEL:0748-31-1214 (直)

FAX:0748-33-4877 (直)

E-mail:kanri@city.omihachiman.lg.jp